

総合スポーツセンター等の 学校利用について

重 要

令和7年9月からまで日本橋中学校が浜町公園内にできる仮校舎で学校生活を送ります。それに伴い、令和7年9月～令和8年3月まで利用不可となる施設は下記のとおりです。

- ◆第二競技場/利用区分...昼① 昼②(令和7年10月～12月・令和8年2月・3月)
- ◆第一武道場/利用区分...昼① 昼②(令和7年10月・令和8年1月)
- ◆浜町グラウンド/利用時間...8:00～16:00まで

皆様にはご不便をおかけしますが、何卒ご理解の程よろしく
お願いいたします。

※学校の利用がない日については空き申込として開放致します。
※令和8年4月以降の学校利用については、改めてご案内いたします。